

令和5年度第3回宮城県障害者施策推進協議会議事要旨

1 日時

令和5年11月10日（金）午後2時から午後4分まで

2 場所

仙台市福祉プラザ 第1研修室

3 出席者

(1) 委員

別添「委員名簿」のとおり（14名出席）

(2) 事務局

保健福祉部	志賀部長
保健福祉部障害福祉課	日下参事兼課長、澤口総括課長補佐、 松本総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐
企画推進班	高山主幹（班長）、森主任主査、首藤主事、 阿部主事
施設支援班	瀬川課長補佐（班長）
運営指導班	錦織課長補佐（班長）
保健福祉部精神保健推進室	村上室長、八巻技術副参事兼総括室長補佐
精神保健推進班	菅原技術補佐（班長）
発達障害・療育支援班	大内室長補佐（班長）
教育庁特別支援教育課	吉田総括課長補佐

4 議事要旨

(1) 開会

(事務局・澤口総括課長補佐)

- それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度第3回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の澤口と申します。よろしくお願いいたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部長の志賀より、挨拶を申し上げます。

(事務局・志賀保健福祉部長)

- 宮城県保健福祉部長の志賀でございます。
- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。
- さて、本日は、お手元の次第にありますとおり、「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」の中間案について、御審議いただくこととしております。
- 「みやぎ障害者プラン」につきましては、これまで本協議会において、次期プランの基本理念や計画期間、重点施策、各論の素案などについて御審議いただき、概ね御了承をいただいたところでございます。
- 本日お諮りする中間案は、プランの位置づけや策定の趣旨などをまとめた「総論」、障害福祉に関する基本的な統計データをまとめた「障害のある人の現状等」、そして「プランの推進と進行管理」を追記するとともに、「重点施策」及び「各論」について、これまで本協議会で委員の皆様から頂戴した御意見等を踏まえまして、所要の修正を行ったものでございます。
- 他方、「宮城県障害福祉計画」につきましては、前回8月の本協議会において、次期福祉計画の「成果目標設定方針」などについて御審議いただき、概ね御了承をいただいたところでございます。
- 本日お諮りする「中間案」は、市町村計画との整合性に配慮しつつ、県の成果目標と、成果目標に基づく障害福祉サービスの見込量等を取りまとめたものでございます。
- 本日の協議会で基本的な御了承をいただきましたら、広く県民の皆様の意見を聴く、パブリックコメント等の手続きに入りたいと考えております。
- 御出席の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局・澤口総括課長補佐)

- 志賀部長ですが、公務によりここで退席させていただきます。
- 本日は、委員の方々の半数以上の御出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長にお願いいたします。阿部会長よろしく願いいたします。

(2) 議事

(阿部会長)

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、「みやぎ障害者プラン」と「宮城県障害福祉計画」の中間案について審議することとなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思っておりますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- それでは、次第の2「議事（1）みやぎ障害者プランの中間案」について、事務局から説明をお願いいたします。

①事務局説明

(事務局・日下参事兼課長)

- 障害福祉課長の日下でございます。私の方から、まず、「議事（1）みやぎ障害者プランの中間案」について、御説明させていただきます。
- 御説明の流れですが、まず、A4横、資料1「みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について」を用いまして、「議事（2）宮城県障害福祉計画の中間案」で御審議いただく宮城県障害福祉計画も含めた、それぞれの計画策定に関する法的根拠や計画策定のスケジュール及び昨年11月に本協議会において御審議いただき、素案として概ね御了承いただきました基本理念や計画期間など、全体構成の骨子について御説明させていただきます。
- 次に、A4横、資料2-1「みやぎ障害者プラン（中間案）の概要」を用いまして、今年1月と6月に、本協議会において御審議いただき、素案として概ね御了承いただきました、みやぎ障害者プランの中核となる重点施策及び各論について、その概要を御説明させていただきます。
- 最後に、A4縦、資料2-2「みやぎ障害者プラン（中間案）」を用いますが、こちらは96ページまであり、文章量が多いため、構成内容と大まかな記載内容を御確認いただきながら、重点施策及び各論の素案について、本協議会や自立支援協議会で頂戴した御意見及び県内の主な障害福祉関係団体に実施した意見照会に対して頂戴した御意見を踏まえまして、修正を加えた箇所などについて、ピックアップして御説明させていただきます。
- それでは、資料1「みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について」を御覧ください。
- 資料の左上「1 趣旨」では、みやぎ障害者プランと宮城県障害福祉計画の関係について比較しております。みやぎ障害者プラン、宮城県障害福祉計画ともに、根拠法や性格、期間などは資料に掲載のとおりでございますが、現行の計画期間

がいずれも令和5年度で満了することから、現在、新たな計画の策定を進めているものでございます。

- 性格としては、みやぎ障害者プランが県の障害者施策に関する基本的な計画を記載した「施策集」のイメージであるのに対し、宮城県障害福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画を記載した「目標・指標集」のイメージとなっております。
- 次に、資料の左下「2 計画策定の経過」を御覧ください。令和5年11月が本日の内容ですが、みやぎ障害者プラン、宮城県障害福祉計画ともに中間案について御審議いただきまして、今後、みやぎ障害者プラン、宮城県障害福祉計画ともに同じスケジュールで計画策定を進めていく予定でございます。
- 12月以降の斜体文字の箇所が今後のスケジュールとなりまして、12月から約1か月間、県民の皆さまから広く御意見を伺うパブリックコメントを実施する予定でございます。
- その後、パブリックコメントで頂戴した御意見などを踏まえまして、来年2月に、本協議会において最終案をお示しし、御審議いただきたいと考えております。
- 続いて、資料の右上「3 みやぎ障害者プランの構成」を御覧ください。全体構成といたしましては、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」とする基本理念や計画期間などの「総論」、障害者手帳所持者数や障害福祉サービス費等の推移などの「障害のある人の現状等」、特に重点的に取り組む3つの「重点施策」、基本理念に基づく3分野における今後の取組の方向性である「各論」、プラン策定の経過などの「プランの推進と進行管理」から構成されております。
- 資料の右下「4 宮城県障害福祉計画の構成」につきましては、「議事（2）宮城県障害福祉計画の中間案」において、後ほど御説明させていただきます。
- 資料1についての御説明は以上でございます。
- 資料2-1「みやぎ障害者プラン（中間案）の概要」を御覧ください。
- 資料の左上「1 重点施策①障害を理由とする差別の解消」では、障害のある人への理解・関心が不足している現状などを踏まえ、施策の方向といたしましては、水色の丸からピンクの丸までの「行政等における配慮」「普及啓発・広報」「相談体制の整備」「関係機関との連携」が相互に影響し合いながら「障害等に対する理解・関心の醸成」が図られるよう主な推進施策に取り組んでまいります。
- 次に、資料の左下「2 重点施策②雇用・就労等の促進による経済的自立」を御覧ください。障害者の法定雇用率や平均工賃月額目標月額を達成出来ていない状況などを踏まえ、施策の方向といたしましては、五色の丸に記載しております「安定した雇用の確保」「就労支援施設等経営力向上」「就業機会の多様化促進」「受注促進」「職業訓練能力開発」が相互に影響し合いながら「雇用機会の拡大・

工賃の向上」が図られるよう主な推進施策に取り組んでまいります。

- 続いて、資料の右上「3 重点施策③自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」を御覧ください。グループホーム利用人数の増加や施設入所者の地域移行の目標値が達成出来ていないこと、医療的ケア児者が全県域で生活している状況などを踏まえ、施策の方向といたしましては、ピラミッド型に「介護人材の確保・育成」を基盤として、「住まい・支援拠点の整備、セーフティネット構築」「サービスの質の確保・向上」と段階的に施策を進めていくことで「安心な地域生活」が図られるよう主な推進施策に取り組んでまいります。
- 最後に、資料の右下「4 各論」を御覧ください。各論につきましては、プランの基本理念を「共に生活するために」「いきいきと生活するために」「安心して生活するために」という3つの分野に整理し、それぞれの現状と課題、現状と課題に対応する施策の方向性、重点施策を含めた主な推進施策についてまとめたものでございます。
- 資料2-1についての御説明は以上でございます。
- 資料2-2「みやぎ障害者プラン（中間案）」を御覧ください。これまでに本協議会において、プラン全体の骨子、プランの中核となる重点施策及び各論の素案について御審議いただき、概ね御了承をいただいているところでございますが、プラン全体を通しての事務局案をお示しするのは本日が初めてとなります。
- さきほど申し上げましたが、プランは全体で96ページまであり、文章量が多いため、構成内容と初めて御覧いただく記載内容を大まかに御確認いただきながら、重点施策及び各論の素案について、本協議会や自立支援協議会で頂戴した御意見及び県内の主な障害福祉関係団体に実施した意見照会に対して頂戴した御意見を踏まえまして、修正を加えた箇所などについて、ピックアップして御説明させていただきます。
- まず、資料の見方ですが、資料表紙「みやぎ障害者プラン（中間案）」と記載している上の箱囲みを御覧ください。本資料では、現行の「みやぎ障害者プラン」からの変更箇所を赤字・下線で記載しております。ただし、図のグラフについては、変更箇所も黒字・下線なしで記載しております。
- また、令和5年の統計がこれから公表される箇所については令和4年時点での記載内容としておりますので、そういった箇所は二重線で表記し、来年2月にお示しする予定の最終案に反映させていただく予定でございます。
- 資料を2枚おめくりいただきまして、目次を御覧ください。今回の策定に当たっての基本的な考え方といたしましては、これまでのプランの基本理念を継承しつつ、障害者施策の制度改正や外部環境の変化等への対応を反映していくという方向性で作業を進めてまいりました。一部、SDGsの観点などを追記しながらも大きな項目立ては現行プランを継承しております。

- 資料1ページ以降の「総論」に移らせていただきます。資料2ページの「1 計画策定の趣旨・背景」を御覧ください。赤字の変更箇所について御説明させていただきます。
- 13行目から19行目にかけては、本県の取組として、令和3年3月に制定した「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び「手話言語条例」について記載しております。
- 20行目から29行目にかけては、現行プランの計画期間である平成30年度以降の障害福祉施策に関する主な国の制度改正を記載しており、また、30行目から36行目にかけては、昨年、初めて行われた国と国連障害者権利委員会との建設的対話を踏まえ、国連障害者権利委員会から出された総括所見の内容について触れております。
- 資料4ページの「5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係」を御覧ください。県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」において、SDGsの特徴である「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性」や17のゴール、169のターゲットの内容を理念や施策に反映することとしておりますので、本プランにおいても、「誰一人として取り残さない」の理念を踏まえ、関係機関とも連携し、持続可能な地域共生社会の実現を目指してまいります。
- 資料5ページから7ページの「6 計画の全体構成」については、さきほど御説明いたしました資料2-1「みやぎ障害者プラン（中間案）の概要」と内容が重複するので割愛いたします。
- 資料9ページ以降の「障害のある人の現状等」に移らせていただきます。資料10ページの「1 障害者手帳所持者数の推移」を御覧ください。
- 令和4年度末時点の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っている人の総数は、県人口の約5.4%に当たる122,594人となっております。また、平成29年度末と比較すると4,690人増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加が顕著となっております。
- 資料14ページの「2 障害福祉サービス費等の推移」を御覧ください。14ページから15ページにかけて、障害福祉サービス費、障害児入所給付費・通所給付費、地域生活支援事業費の推移を記載しておりますが、利用者の増加とともに事業費も年々増加している状況が伺えます。
- 資料16ページの「3 障害福祉サービス事業所等数の推移」を御覧ください。16ページから19ページにかけて、障害福祉サービス事業所数の推移とサービス内容について記載しております。
- 資料20ページの「4 令和4年度『宮城県障害者施策推進基礎調査』結果の概要」を御覧ください。20ページから21ページにかけて、こちらは、今年6月に開催された本協議会において、御報告申し上げた内容を記載しております。

- 23ページ以降の「重点施策」に移らせていただきます。重点施策と各論につきましては、本協議会や県内の主な障害福祉関係団体から頂戴した御意見等を踏まえまして、修正を加えた箇所などについて、ピックアップして御説明させていただきます。
- 資料26ページを御覧ください。こちらは、重点施策の1つ目「障害を理由とする差別の解消」に関する項目でございます。15行目から17行目にかけて、障害福祉関係団体から頂戴した「盲ろう児者に対する合理的配慮の内容について明記した方が良いのではないか」という御意見を踏まえまして、赤字の箇所を追記し、「障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、参加者の障害特性に応じて、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳・介助員等の派遣、資料の点訳や電子データ（テキスト）化等の合理的配慮の提供を行います。」という文言に素案から修正いたしました。
- 資料28ページを御覧ください。こちらは、重点施策の2つ目「雇用・就労等の促進による経済的自立」に関する項目でございます。障害者雇用率に関する内容について、7行目から11行目まで二重線の記載となっておりますが、宮城労働局の統計資料を採用していることから、今後の公表内容を踏まえまして、来年2月にお示しする予定の最終案に反映させていただく予定でございます。
- 資料38ページを御覧ください。こちらは、重点施策の3つ目「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」に関する項目でございます。19行目から23行目までの「(5) 医療的ケアを要する人の状況等」につきましては、令和5年3月に県が実施した医療的ケア児等実数調査の結果を踏まえ記載することとしており、これまでペンディングだった箇所となります。
- 調査結果につきまして、医療的ケアを要する人の数は、令和5年1月1日現在で634人であり、全圏域で生活している状況が伺えます。
- 同ページ、29行目の赤字箇所につきまして、素案時点では「医療的ケア児及びその家族への相談支援体制」としておりましたが、障害福祉関係団体から頂戴した『『医療的ケア児』だけでなく、『医療的ケア児者』として、トータルの施策とした方が良いのではないか』という御意見を踏まえまして、「医療的ケア児者及びその家族への相談支援体制」という文言に素案から修正いたしました。
- 資料41ページ以降の「各論」に移らせていただきます。
- 資料51ページを御覧ください。こちらは、各論「第2章 いきいきと生活するために」の「第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進」に関する項目でございます。20行目から28行目までの3つのダイヤにつきまして、本協議会で頂戴した『『生涯学習』に関する文言があっても良いのではないか』という御意見を踏まえまして、県生涯学習課が今年度から実施している事業内容について、素案から文言を追記いたしました。

- 資料54ページを御覧ください。こちらは、各論「第2章 いきいきと生活するために」の「第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実」に関する項目でございます。20行目から24行目までの県立特別支援学校のセンター的機能に関する項目につきまして、本協議会で頂戴した「特別支援学校が行う助言等については、『幼稚園、小・中、高等学校』だけでなく『保育所』のニーズにもたくさん応えているため、文言に『保育所』を追記した方が良いのではないかと」という御意見を踏まえまして、助言等の件数に保育所も含まれることが確認出来ましたので、素案から文言に「保育所」を追記いたしました。
- 資料56ページを御覧ください。こちらは、各論「第2章 いきいきと生活するために」の「第3節 雇用・就労の促進」に関する項目でございます。「現状と課題」の「雇用・一般就労」のダイヤの1つ目が二重線となっておりますが、先ほど、重点施策で御説明した内容と関連し、宮城労働局の統計資料を採用していることから、今後の公表内容を踏まえまして、来年2月にお示しする予定の最終案に反映させていただく予定でございます。
- 資料60ページを御覧ください。こちらは、各論「第3章 安心して生活するために」の「第1節 相談支援体制の拡充」に関する項目でございます。11行目から13行目までの相談支援の充実強化に関する項目につきまして、本協議会で頂戴した「圏域によって資源は様々であることから、県全体で実施する研修の必要性の他に、圏域特有のサービス状況等に応じた研修やネットワークの構築というものを検討する必要があるのではないかと」という御意見を踏まえまして、12行目の「相談支援体制の充実・強化」の後ろに「及び圏域におけるネットワークの構築」という文言を素案から追記いたしました。
- この他にも、「圏域特有のサービス状況等に応じた研修やネットワークの構築」について、関連した文言の修正等を4箇所で行っております。
- 資料61ページを御覧ください。ダイヤ1つ目の障害特性に応じた相談支援体制の充実に関する項目につきまして、自立支援協議会で『「基幹相談支援センターの運営を支援」について、もっと充実した記載内容に出来ないか」という御意見を頂戴いたしました。これを踏まえまして、1行目から2行目までの赤字の箇所「県の自立支援協議会などの場を通じて、基幹相談支援センター相互の定期的な情報交換等を行い、地域課題の解決に向けた検討や個別支援事例の共有を図ること」という文言を素案から追記いたしました。
- 資料72ページを御覧ください。こちらは、各論「第3章 安心して生活するために」の「第4節 保健・医療・福祉等の連携促進」に関する項目でございます。26行目から28行目までの発達障害に対する支援に関する項目につきまして、先ほど、資料54ページの特別支援学校が行う助言等で御説明した内容と関連し、本協議会で頂戴した「特別支援学校が行う助言等の対象は、特別支援学校が教育

の対象としている障害だけではなく、発達障害やその診断がなくてもその特性を持つ子どもの相談が非常に多くなっており、現在、受診する病院が決まってから初診までに3ヶ月以上待たなければならないという状況にあることから、対応できる病院に関する記述を加えてはどうか」という御意見を踏まえまして、「発達障害の診断や診療について、どの地域でも一定水準の医療を受けられるようにするために、専門医の確保やかかりつけ医等におけるスキルアップの研修等を実施します。」という文言を追記いたしました。

- 資料73ページを御覧ください。16行目から22行目までの重症心身障害児者に対する支援に関する項目につきましては、今年1月に開催した本協議会において、仙台エコー医療療育センターの天江院長から「宮城県における重症心身障害児者の現状」について御説明のあった内容を踏まえまして、今回のプランで新規追加した項目ですが、項目追加について、障害福祉団体から御評価をいただきました。
- 24行目以降の聴覚障害児等の療育支援体制の整備に関する項目につきましては、素案では、「聴覚障害児」と表現しておりましたが、障害福祉関係団体から頂戴した「聴覚障害児だけではなく、さらに障害の重い先天性盲ろう児への配慮や支援も拡充すべきと考えるので、『盲ろう児』という文言を入れてはどうか」という御意見を踏まえまして、本文の「聴覚障害児」の後ろに「(盲ろうなどの重複障害を含む)」という文言を素案から追記いたしました。
- 資料79ページ以降の「プランの推進と進行管理」に移らせていただきます。資料80ページから81ページまでの「1 プラン策定の過程」を御覧ください。81ページ上段の本協議会の委員名簿は本日時点としておりますが、委員委嘱時の略歴書に御記入いただいた内容から記載しております。
- 下段は、プランの重点施策及び各論の素案について、意見照会を実施した県内の主な障害福祉関係団体を記載しております。
- 85ページ以降は、プラン本文に記載されている文言の用語解説となっております。こちらも、本協議会で頂戴した御意見を踏まえまして、項目を増加しております。
- この件についての御説明は以上でございます。

(阿部会長)

- ありがとうございました。
- 事務局からの説明では、この「みやぎ障害者プラン」については、昨年11月に「全体の骨子」、今年1月に「重点施策」、前々回の6月に「各論」について、皆様に審議いただいていたわけですが、今回はそれらに「総論」と「障害のある人の現状等」、「プランの進行管理」を追加し、さらに「重点施策」や「各論」について、これまでの協議会で出た意見等を踏まえ、所要の修正を行い、中間案と

してとりまとめたとのことでした。

- また、本日、協議会での了承を得た上で、約1か月間のパブリックコメントを実施し、県民の意見を広く聴取するとのことでありました。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい、磯谷委員お願いいたします。

②質疑応答

(磯谷委員)

- 宮城県精神障がい者家族連合会の磯谷でございます。事務局から長い説明ありがとうございました。この場で頭に入りきりませんので、持ち帰ってよく読みたいと思います。
- 今回の中間案ですけれども、令和6年度から令和11年度までの期間設定となっております。そういたしますと、村井知事が仰っている県立精神医療センターの富谷市移転というのが、この期間に含まれることになると思います。
- 前回、この中間案に概ね了承したわけですけれども、その時、「移転先の富谷市の住民に対して啓発活動というものを県が計画していらっしゃいますか？」と質問したところ、「全県的な啓発活動であり、特定の地域を設定しての啓発活動は計画していない」という御回答をいただきました。
- 村井知事は、県の審議会の反対に関わらず、私を止められるのは県議会だけだと仰って、県立精神医療センターの富谷市移転を強行なさろうとしておりますが、その場合、移転先である富谷市というのは、人口が約5万人ですね。それに対して、県立精神医療センターの通院者というのは約3,000人とされています。
- 人口約5万人の富谷市に、約3,000人の通院者が、その病院に行くためといって入り込んでいく。中には富谷市に住む方たちも出てくるのではないかと思います。そうしますと、いろいろな苦情や不満、あるいは差別というものが出てくると私は予想しています。
- では、近いところに行けばいいのではないかと、分院の設置や民間の精神科病院を誘致すると村井知事は仰るわけですけれども、どうも私が聞いていますと精神科医療というものをあまり御存じではないように感じます。
- 精神科医療では、例えば、A病院で精神科医療が受けられなくなったのであれば、別のB病院で精神科医療を受ければよいとはならず、これが、通常の内科外科の診察と違う部分であり、それが何であるかと言いますと、患者と医者との信頼関係ということでもあります。
- 精神病というのは、これ繰り返し言うておりますが、レントゲンや血液検査のように客観的な指標によって病状が何なのかを説明出来ないものです。
- 精神病の症状というのは幻覚であり、妄想であるわけです。私は、隣近所の人

から責められているとか。世界規模の闇組織が自分を狙っているとか、そういう幻覚や妄想、幻聴とかですね。ですので、こういった病気の症状というものを把握するためには、患者と医者との信頼関係が成り立っていないと、そもそも診療も治療も出来ないというところが、他の診療科とは違う点です。

- ですので、県立精神医療センターに主治医がいらっしゃる方の多くは、例え遠くになったとしても、富谷市に通うのではないかと思います。私の家の場合も、30年間、同じ主治医ですが、病院からクリニックに独立されてからも、そのように同じ主治医との関係を大事にしています。
- そういう信頼関係がないと診察も治療も出来ないのも、精神科の医者たちが無理やり入院させるような移送制度は良くないと主張されるわけですね。信頼関係がないと成り立たないので、そう簡単に替えのきくものではないのです。
- それを村井知事は、次々といろいろな案を出されますね。分院の設置や外来部門を残すとか、あるいは、別の精神科病院を誘致するとか、そういうことを聞くたびに、当事者や家族は、自分や家族は先生とどうやってつながったらいいだろうととても不安になっているわけです。
- そういったことで、人口約5万人の富谷市に、約3,000人の通院者というものが入り込んで行った時に、いろいろ住民との軋轢が生じると思います。
- 精神病の人たちはかわいそうな人たちだから優しくしなければねと皆さん仰います。その気持ちに嘘はないでしょう。でも、「あなたの家の隣にグループホームを作らせてね」と言うと、反対されるというのが差別の現状です。
- 富谷市には、現在、グループホームは何箇所ございますか？
- ちなみに、県立精神医療センターへの通院者が多く住んでいる名取市には、15から17のグループホームがございまして。これはグループホームが始まってから30年以上、県立精神医療センター（旧：県立名取病院）が始まってから65年という長い年月をかけて達成された地域社会なんです。
- ですので、富谷市に移転して、医療は整いますよと言ったとしても、そう簡単にはいかない。まだまだ現実を知らない富谷市の方たちは労災病院が来るから私たちは便利だと思われて喜んでいらっしゃるかもしれませんが、県立精神医療センターの富谷市への移転が進んでいった場合に、問題はとても大きなことになるのではないかと思います。
- 前回の協議会では、事務局案に賛成いたしました。私は改めて思うのですが、このぐらい大きな問題であるのならば、重点施策として調査研究対策計画、そして検証というものを丁寧に行うべきところではないかと思うのです。今になって何を言うんだ、障害は精神障害だけではない、皆大変だと委員の皆さまも仰ると思いますが、私たちは今、60年に1度の大問題に直面しているという状態でございまして。

- そのあたりのことを県の行政の方たちはどう考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。志賀保健福祉部長が退席されてしまったのは、とても残念なのですが、そのあたりをどう考えていらっしゃるか、この移転というものが、今度の計画期間と重なって進むということに対して、どのような対策を考えていらっしゃるかをお聞かせ願えればと思います。以上でございます。

(阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- ご意見ありがとうございました。
- 本日、プランの検討の中で当課から病院の再編について御説明するのは難しいと思っております。
- 富谷市に移転した場合に、富谷市の住民への啓発をどうするかということにつきまして、前回の協議会において、今のところ全県的な啓発事業の計画があるということだけお答えしておりますが、事業の対象地域を県立精神医療センターの移転先に限ってということになれば、やはりそれは病院の再編とセットで考えていくことと思っております。
- 御質問のあった富谷市内のグループホームの数につきましては、本日、市町村別のデータを持参しておらず、この場でお答え出来ませんが、令和5年5月1日現在、仙台市を除く仙台圏域では37箇所となっております。

(磯谷委員)

- ありがとうございます。難しいお立場でお答えありがとうございます。
- グループホーム、仙台圏域と仰いますけれども、もうそれこそ富谷市から名取市まで入ってしまうわけです。ですので、あまり意味がないのですね。私が聞いていますのは、病院からの生活圏内、せいぜい5キロぐらいの距離の中にグループホームがいくつあるかということをお聞きしたかったのです。
- グループホームがなかなか出来ないというのは、グループホームに対して支払われます国の訓練等給付金の額が非常に安いからなのです。
- 具体的に申し上げますとグループホームの職員さんたちは、ほぼ同年齢の一般の人たちの給料の1/2で働いております。
- 金銭的に自立が難しく、結婚は出来ない、家から出られない、車も持てないということで、経験を積んだ30代ぐらいの方たちが次々に辞めていかれるという状況でございます。
- 県でも、グループホームを作るのなら1/2まで援助するっていうことはございますよね。ただ、金銭的にそれで間に合うのかということがございます。
- 消防法によりますと、1箇所のグループホームに自動的に水を出す消防設備を設置しなければならず、設置費用が100万円くらいかかるのです。行政の援助

があっても、実際のところ、グループホームはなかなか作りにくいという状態です。

- 従って、本来、障害福祉関係でない不動産の事業者が、空いているアパートを活用したグループホームの運営について、非常に活発に動いていらっしゃると思います。
- グループホームの数が増えるのはいいけれども、きちんと入居者のお世話が出来るのかなという心配がございます。入居者の方の知り合いに聞いてみますと、1週間に1度見回りに来るという法律上の決まりですが、実際には、1ヶ月に1度来る程度ということが実態としてあるそうです。
- 1箇所だけ聞いた話なので、すべての実態はよく分かりません。ただ、グループホームが作りにくい状況の中で、質が低下してはいますが、それでも数が足りない。そこに、3,000人の通院者を移して病院の近くに住みたいという方たちが多く出る。親の立場というのも今、皆さんご存知の通り、他の障害と同じように8050問題ということです。つまり、50代になった子供を否が応でも親亡き後暮らせるためにグループホームに独立させたいという考えが非常に強くなっています。
- その中で、なんらその啓発活動という風な程度のことで考えていらっしゃるならば、後から大変苦しい状態になる。それは行政の方よりは、むしろ当事者やその家族というものは、とても苦しい状態に置かれるのではないかと、こういうことがとても不安に思っております。
- ここで改めて、もう一度要望しておきたいと思っておりますけれども、重点施策の一つとして、これをどうするのかということ、もう一度きちんと考えていただきたいと思っております。要望でございます。以上です。

(阿部会長)

- 事務局の方で、要望ということで、今、御発言と御提案ありましたので、受け止めて御検討いただきたいと思っておりますが、当該の問題を扱う部署を超えている話題ともなっていると思っておりますので、本協議会でもこういう御意見と合わせて御提案があったということをご共有していただければと思います。ありがとうございます。
- では、他に御質問や御意見あればお願いしたいと思います。
- はい、森委員お願いいたします。

(森委員)

- 宮城県障がい者福祉協会の森でございます。資料の9ページからの「障害のある人の現状等」について、3種類の障害者手帳所持者数を示してありますが、本当にこれで障害者の現状について触れているのかなという疑問がございます。
- 以前は、身体・知的・精神の3障害と言われていましたが、現在、当事者団体

が様々な活動をする際は、これに発達障害と難病、高次脳機能障害を加えて6障害として、いろいろなパンフレットを作成したり、あなたはどの障害ですかと聞いたりしております。

- 資料では、障害者手帳所持者数の割合が、県の人口の5.4%とありますが、障害者白書では9.2%で、圧倒的に精神が多く614.8万人となっております。また、同じ厚生労働省が出している別の統計では7.6%となっており、精神の方のカウント方法の違いからその割合が異なっております。
- 資料の3ページ、32行目のところに「精神障害（発達障害を含む）」と書いてありますが、資料の9ページ以降で、県内の発達障害や難病、高次脳機能障害に触れられておらず、当然、障害者手帳を持っていない方もいらっしゃると思いますが、その辺のまとめ方、障害者手帳所持者数だけでは見えない状況について、このプランだけを見ると、宮城県における障害者の全体像が見えにくいのもう少し工夫が必要なのかなと思います。
- また、用語解説について、身体障害、精神障害の用語解説がないので、追記した方がよいのではないのでしょうか。
- 意見です。以上です。

(阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 今回、障害のある人の現状等の中で数としてお示ししたものは、あくまで障害者手帳所持者数をお示ししたものでございます。障害者手帳を、身体と療育の両方を持っているとか、重複している方がいらっしゃると思いますし、難病の方でも、障害者手帳をお持ちでない方もいらっしゃると思います。
- 障害者手帳所持者数だけで、すべてを網羅しているものでないということは、仰るとおりだと思いますが、プランに掲載する障害のある人の現状等として、どこまで書くのが良いのか、また、用語解説についても、プランの用語解説として、どこまで書き込むのが良いのかということ、事務局で検討させていただければと思います。

(事務局・村上室長)

- 発達障害児者への支援を担当している精神保健推進室でございます。発達障害者の数についてのお話でしたが、県内の発達障害者の数については掴みきれておらず、国の調査結果の数値から推計をするしかないという状況でございます。
- 令和4年12月に文部科学省が実施した調査によると、通常学級の8.8%という調査結果が出ており、これを県内の人口規模に当てはめると、10万人という数になりますが、いずれにしても、まだ県内の発達障害者の数を把握しきれて

いないという現状がございますので、どういう形で把握出来るかも含め、今後検討してまいりたいと思います。

(阿部会長)

- 発達障害については数の把握が難しいということですが、表記と説明の仕方とか、6障害ってものの見方も今ご提示いただきましたし、それから用語解説のところでの扱い方についても少し工夫をしていただきたいと思います。
- では、他に御質問や御意見あればお願いしたいと思います。
- はい、志村委員お願いいたします。

(志村委員)

- 私は、40年近く引きこもり相談をやってきて、最近は、発達障害ではないかと疑われる日常生活への困り方をしている相談のケースが非常に多くなっています。
- 親御さんも認識されていない程度のものや、医療機関を受診したからといって診断がつくほどの障害でもないというような場合、そういった方たちは手帳を持っていません。
- あるいは自分がその障害の枠に入るということを嫌がって、あえて持たないという方、他の障害の方でもそうですが、そうした現状に触れながら、障害者手帳所持者数はあくまでもひとつの目安として、文章にした方が全体の現状として分かりやすいのではないかと思います。
- 次に、資料の84ページに「数値目標の例」というのがありますが、この箇所には具体的な数値目標がないのですが、国の福祉プランなんかでも、過去に数値目標を出した時に、特に精神障害に関して、5年間でここまでやるというような数値目標をはっきり出した時に計画が一気に進んだという状況もありますので、どのぐらいの期間でどこまでやるというような具体的な数値というものも何か示した方が良いのではないかと思います。
- 続いて、プランには、相談員を増やしたり、相談する場所を増やしたりという文言はたくさん入っているのですが、私も相談を受けていて、じゃあこの方を次のステップとしてどこに紹介していったらいいのかという時に、これはものすごい地域差がありまして、出来るところと出来ないところの差が大きいという現状があります。
- そういった現状を踏まえると、相談員が相談を受けた際に、相談者を紹介する次のステップとしての社会的な資源というものをどのように整備していくかというところ、特に、今回で言えば、発達障害の方たちに関して、最近の問題としてよく取り上げられているのは、行き場がない、元気があるのに行くところがないと言って引きこもっている方も多くいらっしゃいますので、そういった課題解決のための社会資源の整備というのも今あるものだけではなくて、何か県独自で

も整備していただけるといいのかなと思います。そういった構想がありますよ、という文言だけでもいいので、入れていただけると良いかなと思いました。

(阿部会長)

○ 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

○ 1点目につきましては、発達障害者の数などについて、先ほど御説明申し上げたとおり数値化することはなかなか難しいと思いますので、御意見を頂戴したとおり、文章での追記として、例えば6障害に関する文章を入れるとか、何か現状が見えやすいように工夫をさせていただきたいと思います。

○ 2点目につきましては、プランの進行管理をするに当たって、新・宮城の将来ビジョンや宮城県障害福祉計画の中で数値目標を掲げている項目を例示するもので、この箇所の数値目標そのものは掲載しておりませんが、書き方が分かりづらいかもしれませんので、読む方が数値目標と書いてあるのに数値がないことに対して違和感を覚えないような工夫をさせていただきたいと思います。

○ 3点目の社会資源の整備につきましては、どれぐらい書き込めるかというところになりますが、今後の事業計画なども踏まえ、検討させていただきたいと思います。

(阿部会長)

○ 今、事務局からも御説明あったように、志村委員から出た御意見についても本文の表し方などについて修正を施させていただくということで、御理解をいただきたいと思います。

○ では、他に御質問や御意見あればお願いしたいと思います。

○ はい、野口委員お願いいたします。

(野口副会長)

○ 非常に細かいところで申し訳ないのですが、図表の表題の振り方について、グラフに関しては図表という書き方がされていて、表に関しては表という書き方がされています。

○ 現行もこのような書き方になっていますが、本来、グラフというのは図表ではなくて図で、なおかつ図の場合には、この見出しというのが基本的には下に来るというのが原則ですので、そこを御訂正いただくのが良いのではないかと思います。

(阿部会長)

○ 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

○ 御指摘の通り、修正させていただきます。

(阿部会長)

- では、他に御質問や御意見あればお願いしたいと思います。
- はい、森委員お願いいたします。

(森委員)

- 障害者の電話相談室を行っていますが、相談してくる方は、こういう県とか仙台市が発行する文章をすごく丁寧に見ており、そこから質問してくることもあります。
- それで、発達障害の就労支援に関して、経済産業省では令和3年度から令和5年度にかけてニューロダイバーシティの研究委託事業を実施しています。発達障害というのは神経の多様性なので、彼らは、パターン認識や記憶、数学にすごく優れており、一流IT企業なんかはどんどん採用しているわけです。
- 国ではそういう方向で動いているわけですね。特に、ASDやADHDの人たちはそういう能力があるからもっと活用しようという動きなどもあるので、このプランが6年計画であることを踏まえると、国では令和3年度から動いているので、何かそういうのも少し書いてもらえると、真剣にこういう公的な文書を読む障害者にとって励みになるのではないかと思います。

(阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 内容を確認いたしまして、検討させていただければと思います。

(阿部会長)

- それでは、次の議題もありますので、1件、大変大きな御提案をいただいたところもありますが、本協議会ではなく、県の精神保健福祉審議会で扱っている案件とも関係する内容で、今後の宮城県の医療資源の整備に関する政策の動向にも関わってくるということも承知しておりますので、このプランの中にどう落とし込むことが可能かということとはなかなか難しいというところがあると思います。
- ただ、委員から、そのような御提案に関わる御発言をいただいておりますので、いずれにしても、このプランの策定に関わる範囲で、どこまで何が出来て、それ以上はなかなか難しいということ、丁寧に御説明していただきたいと思います。
- この後、県議会の環境福祉委員会において、議員の皆さんに報告し、県民の皆さんにパブリックコメントをいただくことになるわけですが、本日いただいた御意見については、積極的に、今後事務局の方で、このプランを見直す中で修正等をしていただきたいと思います。
- 委員の皆様には、パブリックコメントについては、本協議会の委員のお立場でも御覧いただいて、なお、何かお気づきの点や、あるいはなかなか納得がいかないという点がございましたら、パブリックコメントの中を通じて御意見をいただ

くというようなことで、とりあえずここでは、これを元に前に進ませていただくということ御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(異議なし)

- ありがとうございます。それでは、私も、本日いただいた御意見を踏まえた修正等について、こんな風にしてもいいのではないかというアイデアも思いつくところではありましたので、事務局と一緒に、会長として責任を持って対応させていただくということで御了承いただきたいと思います。
- 例えば、6障害の話の中で気づかされたのですが、用語解説が本文中のどこに対応するのかもよく分からなかったものですから、障害者手帳の視点で見るということであれば、その箇所に用語の説明を付けたり、参照箇所が分かるようにするとか、そういうような形でお見せしていくことは出来るかなとも思いましたので、可能な限りお答えしたいと思います。
- それでは、「議事（1）みやぎ障害者プランの中間案」については御了承をいただいたということにさせていただきたいと思います。この後は、先ほど申し上げましたように、県議会への報告やパブリックコメントなどの用意されているスケジュールに従って、それぞれ事務局で対応をよろしくお願いいたします。
- 続きまして、「議事（2）宮城県障害福祉計画の中間案」について、事務局から説明をお願いします。

③事務局説明

(事務局・日下参事兼課長)

- それでは、「議事（2）宮城県障害福祉計画の中間案」について、御説明させていただきます。
- なお、中間案本文は資料3-6としてお配りしておりますが、御説明は、要点をまとめた資料に基づいてお話しいたします。
- また、資料3-7として現行計画の本文もお配りしておりますので、資料3-6とあわせて、後ほど御確認いただければと思います。
- それでは、初めに中間案の概要について御説明いたしますので、資料3-1を御覧ください。
- 資料3-1の右側が現行計画の概要、左側が次期計画中間案の概要となっております。
- 大枠の構成は変更ありませんが、「新規」や「一部新規」という記載がある部分が、次期計画で新たに設定する成果目標や活動指標がある箇所となっております。
- まず、「第1章 基本的事項」では、計画策定の根拠や趣旨、国の基本指針に基づく県計画の基本理念、策定の目的、区域の設定、計画期間などを記載しております。
- 第1章については、基本理念の部分で、基本指針の改正に準じた修正を加えて

おります。

- なお、計画期間は、前回の協議会で御了承いただいたとおり、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。
- 次に「第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」「第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策」「第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数」では、次期計画における成果目標や活動指標のほか、障害者及び障害児の入所施設について必要となる定員数を記載しておりますが、目標値等については、後ほど具体的に御説明いたします。
- 最後に、「第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置」及び「第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項」では、計画の達成に向けた県の取組を記載しております。
- 取組内容については、同時並行で改正を進めている「みやぎ障害者プラン」における施策を中心に記載しており、現行計画を策定した令和3年3月以降に新しく開始した事業を追加するなどの時点更新を行っております。
- 時間の都合上、取組ごとの詳細な御説明は省略させていただきますが、後ほど、資料3-6で御確認いただければと思います。
- 続きまして、次期計画における成果目標について御説明いたしますので、資料3-2を御覧ください。
- 太枠で囲んでいる部分が、次期計画における成果目標の設定方針及び目標値となっております。
- 設定方針については、資料3-3のとおり前回の協議会でお示しし、御了承いただいております。
- 中間案の策定に当たり、設定方針に従って具体的な目標値を設定しましたので、項目ごとに御説明いたします。
- まず「施設入所者の地域生活への移行」のうち、「地域生活移行者数」については、基本指針に準拠するという設定方針のもと、市町村計画との整合性を図る必要があることから、市町村計画値の合計を県計画値とすることとし、令和4年度末時点の施設入所者数1,750人の約6%に当たる114人を目標値として設定しました。
- 次に、「施設入所者の削減」については、目標値を設定しておりません。
- こちらの項目については、前回の協議会で御意見を頂戴しておりましたので、県としての考え方や計画への反映状況について、御説明いたします。
- 施設入所者の削減目標を設定しないという方針に対し、8月に開催いたしました自立支援協議会及び本協議会において御意見を頂戴いたしました。
- まず、自立支援協議会におきましては、「障害のある方御本人が望む生活が送れ

るような支援体制が整っていないことが、施設入所のニーズにつながっている」、「施設入所者の削減目標を設定しないのであれば、地域生活支援を充実させることを計画に盛り込む必要がある」との御意見を頂戴いたしました。

- また、本協議会におきましては、「世界的な傾向として、施設ではなく地域という方向が打ち出されており、また、地域移行のためには、地域生活の充実のために何らかのサービスを充実させる必要がある」「地域生活支援の充実のためには、施設入所者の削減目標を設定しないと言い切ることに大変違和感を覚える」との御意見を頂戴いたしました。
- これらの御意見を踏まえまして、中間案では、入所待機者が一定数おられることを考慮いたしまして、施設入所者数の削減目標は設定しないこととしつつ、施設入所者の地域生活への移行を推進する方針を明記いたしました。
- この記載により、施設入所者の削減目標を設定しないことが、即ち地域生活への移行に消極的であるという誤解が生じることを防ぎ、県としては地域生活への移行を推進する方針であることを明確にお示ししたいと考えております。
- 続きまして、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のうち、「退院後1年以内の地域生活日数」については、基本指針に準拠して、325.3日以上と設定いたしました。
- また、「精神病床における早期退院率」についても、基本指針に準拠して、入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上と設定いたしました。
- なお、「精神病床における1年以上長期入院患者数」については、現時点で目標値を設定しておりませんが、国から具体的な数値等が示され次第、基本指針に準拠して設定したいと考えております。
- 続きまして、「地域生活支援の充実」のうち、「地域生活支援拠点等の整備」については、基本指針に準拠して、各市町村において拠点等を整備し、コーディネーターの配置等により支援体制や連絡体制を構築することや、年1回以上運用状況を検証・検討することを目標として設定いたしました。
- また、「強度行動障害を有する者への支援体制整備」についても、基本指針に準拠して、各市町村又は各圏域で支援ニーズ等を把握し、支援体制を整備することを目標として設定いたしました。
- 続きまして、「福祉施設から一般就労への移行等」のうち、一般就労移行者数については、基本指針に準拠するという設定方針のもと、市町村計画との整合性を図る必要があることから、市町村計画値の合計を県計画値とすることとし、令和3年度実績である452人の約1.42倍に当たる642人以上と設定いたしました。
- 同様に、「就労移行支援事業からの一般就労移行者数」は令和3年度実績の

約1.37倍に当たる511人以上、「就労継続支援A型からの一般就労移行者数」は令和3年度実績の約1.78倍に当たる82人以上、「就労継続支援B型からの一般就労移行者数」は令和3年度実績の約1.75倍に当たる49人以上と設定いたしました。

- また、「雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築」については、基本指針に準拠して、県等が協議会、就労支援部会等を設けて取組を推進することを目標として設定いたしました。
- 次に、「就労定着支援事業の利用者数」については、基本指針に準拠するという設定方針のもと、市町村計画との整合性を図る必要があることから、市町村計画値の合計を県計画値とすることとし、令和3年度実績である333人の約1.43倍に当たる477人以上と設定いたしました。
- 次に、「就労移行支援事業からの一般就労移行率」については、基本指針に準拠して、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定いたしました。
- 次に、「就労定着支援事業における就労定着率」については、基本指針に準拠して、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標として設定いたしました。
- 続きまして、「障害児支援の提供体制の整備等」のうち、「児童発達支援センターの整備」については、基本指針に準拠して、各市町村に1か所以上設置することを目標として設定いたしました。
- また、「障害児の地域へのインクルージョン推進」についても、基本指針に準拠して、すべての市町村で推進体制を構築することを目標として設定いたしました。
- 次に、「難聴児支援のための計画策定」についても、基本指針に準拠して、県が計画を策定することを目標として設定いたしました。
- 次に、「難聴児支援のための中核的機能構築」については、令和5年度末までに中核的機能を果たす体制を確保する予定であることから、基本指針で示された水準を上回る内容とし、中核的機能を関係機関との連携体制強化により段階的に整備し、早期療育に向けた取組を進めることを目標として設定いたしました。
- 次に、「主に重度心身障害児を支援する障害児通所支援事業所」については、基本指針に準拠して、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保することを目標として設定いたしました。
- 次に、「医療的ケア児支援センターの設置」については、令和4年度に「宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）」を設置し、コーディネーターを配置しており、基本指針の目標水準をすでに達成済みの状態であることから、基本指針で示された水準を上回る内容とし、県がセンター設置とコーディネータ

一配置を継続することを目標として設定いたしました。

- 次に、「医療的ケア児等支援のための協議の場」については、設置数が増えてはいるものの目標達成には至っておらず、コーディネーターが未配置の市町村もあるのが現状であることを踏まえ、基本指針で示された水準を上回る内容とし、県と各市町村だけでなく、各圏域への協議の場の設置及びコーディネーターの配置も目標に加えました。
- なお、圏域の協議の場やコーディネーターについては、単独の市町村での設置が困難な場合において県が設置・配置することとしております。
- 次に、「障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場」については、すでに今年度、県と仙台市の共同で協議の場を試行的に運用していることから、基本指針で示された水準を上回る内容とし、県と仙台市が連携して協議の場を共同設置するとともに、個別打合せや定期的な情報共有により、18歳に達した児童全員が大人にふさわしい環境へ移行できるようにすることを目標として設定いたしました。
- 続きまして、「相談支援体制の充実・強化等」のうち、「基幹相談支援センターの設置」については、基本指針に準拠して、各市町村においてセンターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標として設定いたしました。
- 次に、「協議会における事例検討」についても、基本指針に準拠して、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うための体制を確保することを目標として設定いたしました。
- 最後に、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」については、基本指針に準拠して、県及び各市町村で体制を構築することを目標として設定いたしました。
- 現時点における成果目標は以上のとおり設定しております。
- なお、成果目標のうち、「市町村整合」と記載している項目では、市町村計画値の合計を県計画値としており、現段階で計画値が未定の市町村については、国の基本指針で示されている水準により市町村計画値の見込を算出して足し合わせることで、県計画値を求めております。
- 従いまして、今後、市町村計画値が確定することにより県計画値も変動することが予想されますので、お含みおきいただければと思います。
- 続きまして、次期計画における活動指標について御説明いたしますので、資料3-4を御覧ください。
- 活動指標は、先ほど御説明した成果目標を達成するために必要な量を見込むものです。成果目標とは異なり、国の基本指針において基本となる水準は設定され

ておりません。

- まず、「1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のうち、地域移行支援等のサービス利用者数を見込む5項目については、市町村計画との整合性を図る必要があることから、市町村計画値の合計を県計画値として設定いたしました。
- また、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数を見込む3項目については、令和4年度実績をベースに設定いたしました。
- 続きまして、「2 地域生活支援の充実」のうち、「地域生活支援拠点等の設置箇所数」については、国の基本指針に即して各市町村の設置が段階的に進むことを想定して設定いたしました。
- 次に、「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施回数」については、年1回以上実施するという成果目標を達成するため、各年度1回と設定いたしました。
- 続きまして、「3 福祉施設から一般就労への移行等」のうち、「就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行」については、成果目標で設定した「就労移行支援事業からの一般就労移行者数」「就労継続支援A型からの一般就労移行者数」「就労継続支援B型からの一般就労移行者数」の合計値がそのまま活動指標となっております。
- また、「障害者に対する職業訓練の受講」以降の4項目については、成果目標のうち、福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度実績の約1.42倍と設定したことに準じて、各活動指標の令和3年度実績の1.42倍に当たる人数を活動指標として設定いたしました。
- 続きまして、「4 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、県がコーディネーターの配置を継続することを成果目標として設定したため、現在、「宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）」に配置している3人のコーディネーターを引き続き配置することを想定して設定いたしました。
- 続きまして、「5 発達障害者等に対する支援」のうち、「発達障害者支援地域協議会の開催」については、新型コロナウイルスの影響等により開催できない状況が続いていましたが、次期計画においては、各年度1回として設定いたしました。
- また、「発達障害者支援センターによる相談支援」以降の6項目については、令和4年度実績をベースに設定いたしました。
- 続きまして、「6 相談支援体制の充実・強化等」については、次期計画からの新規項目となっておりますが、現在の宮城県障害者自立支援協議会相談支援事業所部会の実施状況等を勘案し、設定いたしました。

- 続きまして、「7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」のうち、「指導監査結果の関係市町村との共有回数」については、現行計画に引き続き、年1回と設定いたしました。
- また、相談支援専門員研修等の修了者数や実施回数については、次期計画からの新規項目となっておりますが、現在の各研修の実施状況等を勘案し、設定いたしました。
- 最後に、「8 入所施設の必要定員数」については、基本的に増減なしと見込んでおりますが、指定障害者支援施設の定員数は、「宮城県船形の郷」の全面供用開始に伴い、令和6年度に定員が増加する予定であることを考慮しています。
- 定員数については基本的に現状維持としていますが、県としては、施設入所者の地域生活への移行や、入所児童の大人にふさわしい環境への円滑な移行に向けた取組を進めてまいります。
- なお、指定障害者支援施設及び障害児入所施設については、障害者総合支援法及び児童福祉法において、障害福祉計画に定める必要定員数を超えるような施設の指定申請があった場合、県は指定をしないことが出来るという総量規制が規定されております。
- 続きまして、活動指標のうち、障害福祉サービス等見込量について御説明いたしますので、資料3-5を御覧ください。
- 県計画における障害福祉サービス等見込量については、基本的に、サービスの支給決定を行うのが市町村であるため、市町村計画値の合計を県計画値として設定しております。
- ただし、福祉型・医療型障害児入所支援は、県及び仙台市が支給決定を行うため、両者の合計を県計画値として設定しております。
- 御覧のとおり、利用量等は概ね増加傾向となっており、特に児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児向けサービスで、その傾向が強くなっております。
- なお、生活介護、就労継続支援、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、障害者総合支援法及び児童福祉法において、障害福祉計画に定める必要なサービス量を超えるような事業所の指定申請があった場合、県は指定をしないことが出来るという総量規制が規定されております。
- 現時点における活動指標は以上のとおり設定しております。
- なお、活動指標のうち、精神障害者の各種サービス利用者数や、障害福祉サービス等見込量については、市町村計画値の合計を県計画値としており、現段階で計画値が未定の市町村については、過去の実績を基に市町村計画値の見込を算出して足し合わせることで、県計画値を求めています。
- 従いまして、今後、市町村計画値が確定することにより県計画値も変動することが予想されますので、お含みおきいただければと思います。

- 以上が、宮城県障害福祉計画中間案の概要となります。
- 今後、市町村計画値の更新のほか、本日の協議会や今後実施するパブリックコメントで頂戴する御意見等を踏まえて最終案を作成し、来年2月の本協議会でお示ししたいと考えております。
- この件についての御説明は以上でございます。

(阿部会長)

- ありがとうございます。事務局からの説明では、前回の協議会において説明のあった宮城県障害福祉計画について、中間案を資料3-6としてとりまとめたということでした。そして、資料3-1により「計画の全体構成」について、資料3-2により「成果目標(案)」について、資料3-4により「活動指標(案)」について、資料3-5により「福祉サービス見込量等(案)」についての説明をいただきました。
- 資料3-1では、計画の全体構成を整理するとともに、国の基本指針の改正に伴い、新たな成果目標や活動指標を盛り込んだということでした。
- 続いて、資料3-2では、次期計画における成果目標の案が示されたところですが、前回の協議会で御了承いただいた「成果目標設定方針」のとおり、基本的には国の基本指針に準拠して目標を設定するものの、基本指針の水準を上回る目標や市町村計画値の合計を県計画値とする目標があるほか、施設入所者の削減目標は設定しない、ということでした。
- そして、資料3-4と資料3-5では、成果目標達成のために必要な活動指標やサービス見込量等についての説明がなされましたが、これらの指標は、市町村計画値や、これまでの実績等を踏まえて設定したとのことでした。
- 今後は、「みやぎ障害者プラン」と同様に、パブリックコメント等の手続きを経て、来年の2月までに最終案を策定し、改めて本協議会の場で御意見をいただくとのことでした。
- 非常にボリュームのある計画内容ですので、資料ごとに区切って皆様から御意見・御質問を伺おうと思います。
- まず、資料3-1、「計画の全体構成」についての御質問・御意見はございますか。(質疑なし)
- 次に、資料3-2、「成果目標(案)」についての御質問・御意見はございますか。
(質疑なし)
- 最後に、資料3-4と資料3-5、「活動指標(案)」や「サービス見込量等(案)」についての御質問・御意見はございますか。
- はい、佐藤(由)委員お願いいたします。

④質疑応答

(佐藤(由)委員)

- 資料3-4の右ページ「5 発達障害者等に対する支援」の箇所について、計画値が実績値を下回っているのですが、他の箇所は計画値が実績値を上回っているため、こちらだけ下回っている理由を教えてください。

(阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

(事務局・村上室長)

- 実績値が想定よりも多い状況となっておりますが、計画値につきましては、改めて精査させていただければと思います。

(阿部会長)

- 計画値について、改めて精査をさせていただきたいということですので、御了承いただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。
- はい、志村委員お願いいたします。

(志村委員)

- 同じ、資料3-4の右ページ「5 発達障害者等に対する支援」の「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)」について、資料3-6の54ページにあるとおり、現行計画では受講者数だけだったのですが、次期計画では、なぜ「受講者数(保護者)」と「実施者数(支援者)」が一緒になっているのか理由を教えてください。

(阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

(事務局・村上室長)

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等を行うに当たりまして、実施者につきましても、研修等を受講していただく形式であり、双方に対して研修を実施することから、今回、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)と実施者数(支援者)の2つを合わせて設定いたしました。質が違うとか、対象が違うものを一緒に合わせた形になっておりますので、こちらについても書き方について、検討させていただきたいと思っております。

(阿部会長)

- 書き方について、混乱を招かないよう改めて検討をさせていただきたいということですので、御了承いただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 資料3-5については、事務局から説明があったとおり、市町村の計画値を積み上げたもので、市町村の計画値が示されていないところは、実績から推測をし

ているということですので、資料3-5については御質問とか御意見はないかと思うのですが、資料3-4についてよろしいでしょうか？はい、ありがとうございます。

- 「議事（2）宮城県障害福祉計画の中間案」につきましては、今日の説明の段階で、計画値が実績値を下回るという表記やトレーニングのプログラムの対象が違うものが1つに入っているということへの質問がありました。
- これについても適切に精査・検討の上対応させていただき、あるいは精査・検討したけれども間違いがないということに関しては、しっかりと事務局から説明をさせていただきということで、「議事（2）宮城県障害福祉計画の中間案」についても御了承いただくということでもよろしいでしょうか？
(異議なし)
- ありがとうございます。それでは、「議事（1）みやぎ障害者プランの中間案」と「議事（2）宮城県障害福祉計画の中間案」について、本協議会として了承したいと思います。
- では、次第にありますように、これで本日の議事2件の一切が終了となります。皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。進行を事務局にお返しいたします。

(3) その他

(事務局・澤口総括課長補佐)

- 阿部会長、議事進行ありがとうございました。
- 次第の3「その他」に移らせていただきます。皆様から何か御案内、御連絡等ございませんでしょうか。
- 小澤委員、お願いいたします。

(小澤委員)

- 今後、パブリックコメントを募集していくということですが、特に後半の宮城県障害福祉計画については、このように実際に対面で資料を説明していただきながら、追いかけてやっと理解出来る状態だったのですが、県民の皆さまに見ただいて、御意見をいただく際には、どのようなお示しの仕方、あるいは何かしら工夫というのはあるのでしょうか？

(事務局・日下参事兼課長)

- パブリックコメントの募集をする際のお示しの仕方につきましては、通常ですと、概要版と全体版という形でお示しすることが多いかと思われま。
- 計画ですと、数字の表になってしまうことが多いので、概要でも分かりづらいかもかもしれませんが、項目などの説明につきましては、マトリクス図などで出来るだけ分かりやすく工夫してまいりたいと思います。

(事務局・澤口総括課長補佐)

- 小澤委員、よろしいでしょうか。他に、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(4) 閉会

(事務局・澤口総括課長補佐)

- それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。